

記入例

自営業 ・ 農業申立書

令和〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 春日井市長

【申立者】住所 春日井市勝川町8-13

氏名 春日井 太郎

☎ (0568) 35-3501

次のとおり申し立てます。

自営業

屋号	子育て商店		所在地	春日井市勝川町8-13		
自営内容	食品販売			☎ (0568) 35-3501		
従事者氏名 (家族内)	児童との 続柄	就労開始日	従事している仕事内容		就労時間	就労日数 /4週
春日井 一郎	父	H12. 4. 1	食品仕入、販売		8:00~18:00	24日
春日井 花子	母	H24. 4. 1	接客、販売		10:00~17:00	20日
		.			: ~ :	日
		.			: ~ :	日
その他の従業員数	0人	定休日	毎週 火曜日、その他 (年末年始)			

「火・日曜休み」等を、欄外に記入してください。

農業

従事者氏名 (家族内)	児童との 続柄	就労時間	就労開始日	就労日数 /4週	耕地の状況
春日井 太郎	祖父	7:30~16:30	S50. 4. 1	30日	田 <u> </u> アール、畑 <u>10</u> アール 果樹園 <u> </u> 本 その他 (1反=10アール)
		: ~ :	.	日	
		: ~ :	.	日	
		: ~ :	.	日	

- 【注意】 ※事実と相違した内容の場合は、入所を取り消す場合があります。
- ※実態調査に伺う場合がありますので、申立者の住所、電話番号は必ず記入してください。
- ※記入内容を訂正する場合は、修正液等は使用せず訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。訂正印なしの修正は無効となりますので気をつけてください。
- ※自営業・農業を行っていることが客観的に証明できる書類(確定申告書、営業許可証、会社の登記事項証明書、個人事業の開業届出、会社のパンフレット、売上傳票、出荷伝票、売買契約書、領収書等)(写しでも可)を添付してください。添付できない場合は、次の欄に証明を受けてください。

上記内容に相違ないことを証明します。 令和 年 月 日

【証明者】住所 春日井市鳥居松町5-44

氏名 市役所 市朗

申し立て者との関係 (「取引先」「出荷先」「友人」「隣人」 など)

☎ (0568) 35-3516

本人・親族、従業員以外

証明の内容について、証明者に電話連絡等を行う場合があります。

【注意】 ※証明は第三者(取引先等)でお願いします。

※記入内容の確認のため、証明者に電話連絡等を行う場合があります。

保護者の皆様へ

証明書を「偽造」「変造(無断作成・改変)」した場合について (お知らせ)

子育て子育て総合支援館放課後児童クラブの利用申込みなどの手続きの際に、添付いただく就労証明書等については、令和3年4月1日から押印を省略して提出いただくことが可能となります。

ただし、申請者自身が偽造、変造(無断作成・改変)した場合は、証明者の押印がない場合であっても、「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますので、ご注意ください。

※ 証明書の内容について、電話連絡等を行う場合があります。

※ 提出書類の偽造、変造(無断作成・改変)等があった場合は、利用許可を取り消す場合があります。

押印のない就労証明書等を偽造、変造(無断作成・改変)した場合について

刑法において、

- 有印私文書偽造罪(刑法 159 条 1 項)は行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した場合
- 有印私文書変造罪(刑法 159 条 2 項)は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合

にそれぞれ成立する。

就労証明書等に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、

- 私電磁的記録不正作出罪(刑法 161 条の 2 第 1 項)は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合

に成立する。

【参 考】

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑	3 月以上 5 年以下の懲役
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑	1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金
私電磁的記録不正作出罪の法定刑	5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金